

横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっふる」

指定管理者募集要項

1. 管理・運営施設の概要

- (1) 名称 横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっふる」
- (2) 所在地 横手市平鹿町醍醐字沢口166番地
- (3) 設置目的等 温泉を活用した交流及び休養の場を提供し、市民の健康及び福祉の増進を図り、併せて一般外来者の利用に供するため
- (4) 規模等
 - ① 敷地面積 8,848㎡
 - ② 延床面積 1,555.77㎡
 - ③ 施設構造 鉄筋コンクリート及び木造
 - ④ 主な施設内容 大浴場2室、宿泊部屋9室、大広間2室、中広間2室、その他（交流サロン、レストラン、売店ほか）

2. 指定管理者が行う業務内容

- (1) 施設の運営に関すること
 - ① 人員の配置等に関すること
 - ② 緊急時等の施設管理に関すること
- (2) 施設（設備及び備品も含む）の管理に関すること
 - ① 建物の保守管理業務
 - ② 施設設備の保守管理業務
 - ③ 備品等の保守管理業務
 - ④ 第三者等への業務の委託
- (3) 施設の利用許可に関すること
 - ① 施設の貸館業務に関すること
 - ② 施設の案内業務に関すること
- (4) 条例で規定されている設置目的を達成するための事業実施に関すること
- (5) 上記に掲げるもののほか、施設の管理に関し市長が必要と認める業務

3. 指定期間

令和8年10月1日～令和12年3月31日まで（3年6ヶ月）

4. 管理の基準

- (1) 市民の平等な利用が確保されること
- (2) 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること
- (3) 効率的な管理が行われること

(4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること

5. 応募の資格

(1) 法人その他の団体であること

(2) 横手市内に事業所（事務所）等を有すること、または指定管理開始までに事業所（事務所）等を有する見込みがあること

※団体を構成員とする連合体（以下「連合体」という。）にあつては、すべての構成員が横手市内に事業所（事務所）等を有することを要件とします。

(3) 団体またはその代表者が次に該当しないこと

① 当該団体の責めに帰すべき事由により横手市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない団体

② 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体

ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 横手市における指定管理者の指定の手續きにおいて、その公正な手續きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

③ 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う団体

6. 管理運営に要する経費 ※細目事項は、協議による協定書を締結します。

(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

①利用料収入（宿泊料、入館料 等）

②事業収入（食事料、飲料、売店売上 等）

③預金利子

④雑入（自動販売機電気料 等）

(2) 市が負担する経費

大規模改修工事経費（1件50万円以上のもの）・建物火災保険

(3) 指定管理者が負担する経費

人件費・事務費・光熱水費・清掃費（ごみ収集含む）・設備保守点検費・警備保安費・建物修繕費・建物賠償責任保険料・第三者賠償保険料・備品購入費・除雪費等

(4) 指定管理料

施設の運営経費について、（利用料金のみで賄えない場合は、）一定の基準により市から指定管理料を支払うこととし、金額及び支払時期は、協議のうえ、協定に定めます。なお、基準額における人件費は、市において雇用する場合の

労働条件（賞与あり）として積算しています。

【 指定管理料基準額：40, 117, 000円/年 】

(5) 会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体とは独立した会計帳簿及び経理規程を設けるとともに、収入及び支出については、団体自身の口座とは別の口座で管理してください。

(6) 自動車等の配備

現在施設に配置されている市が所有する自動車と除雪機は貸出いたします。自動車任意保険及び車両の維持管理に係る経費は経費計上してください。

(7) 備品について

施設に配置されている現状の備品を使うものとします。なお、指定管理者が自己の費用により購入することも可能です。

7. 応募の手続き

(1) 提出書類（紙6部、データ1部）

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 管理に係る収支計画書（様式第3号、年度ごとに作成のこと）
- ④ 団体の組織、沿革、その他事業の概要を記載した書類（様式任意）
- ⑤ 団体の定款、寄附行為その他これらに類するものの写し
- ⑥ 連合体結成協定書等の写し（該当する場合のみ）
- ⑦ 役員名簿（様式任意）
- ⑧ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- ⑨ 法人でない団体にあつては、会則等の写し
- ⑩ 国税及び地方税の納税証明書（納税義務のない団体においては、代表者に係るもの）または納税証明書がない旨及びその理由を記載した申立書
- ⑪ 団体の経営状況を説明する書類（直近3年分）
- ⑫ 法人でない団体にあつては、役職を記した会員等名簿
- ⑬ その他市長が必要と認める書類

※登記事項証明書や納税証明書については、1部原紙・5部コピー可。

(2) 提出方法

提出先へ持参いただくか、郵送、電子メールにより提出してください。

(3) 問合せ及び提出先（担当課）

郵便番号013-0102 横手市平鹿町醍醐字沢口166番地
横手市まちづくり推進部平鹿地域課
横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっぷる」 小杉
電話0182(25)3801 FAX0182(25)3372
E-mail yuppuru@city.yokote.lg.jp

(4) 提出期限（締切日）

令和8年6月19日（金） 午後5時15分

8. 応募者説明会

応募方法、応募書類、指定管理者の業務等について説明します。

〈日時〉 令和8年5月13日（水）午後2時から午後3時30分まで

〈会場〉 横手市ふれあいセンターかまくら館5階 研修室

住所：横手市中央町8番12号

〈参加申込方法〉 参加を希望される方は、お電話又はメールにて事前に担当課へご連絡ください。参加人数は団体から2名以内とし、募集要項等を持参してください。

9. 募集に関する質問

〈受付期間〉 令和8年5月14日（木）～令和8年5月28日（木）

午前8時30分から午後5時まで（土日は除きます）

〈受付方法〉 担当課へ質問内容を電子メールで送信してください。

〈回答方法〉 6月4日（木）までに質問のあった団体へ電子メールで回答します。

10. 選定基準及び決定

「横手市公の施設の指定管理者候補者決定基準」により、指定管理者の候補者を決定します。この候補者は直近の市議会に諮られ、議決を得られた後に指定管理者として決定になります。

なお、候補者選定にあたっては、横手市指定管理者選定委員会において、提出書類をもとに、法人等（連合体）によるプレゼンテーション（20分）及び質疑応答（30分程度）を行うこととします。

プレゼンテーション等については、市関係者等が同席する場合がありますので、事前に御了承ください。

11. 応募に際しての留意事項

(1) 職員の継続雇用について

- ① 現に当該施設の管理運営業務に従事している職員のうち、継続雇用を希望する者については、雇用の安定の観点から、その雇用に配慮すること。
- ② 当該職員の労働条件については、従前の水準を踏まえ、著しい不利益変更とならないよう配慮するとともに、適正な賃金水準の確保に努めること。

(2) その他

- ① 提出された書類は、提出期限が過ぎた場合には、その内容を変更することはできません。

- ② 応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- ③ 応募に伴う費用は、応募者の負担となります。
- ④ 提出された書類は、返却いたしません。
- ⑤ 提出された書類は、情報公開請求があった場合、横手市情報公開条例（平成17年10月1日条例第23号）の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、原則として公開されます。

1 2. 協定書の締結について

横手市と指定管理者に決定した団体とは、その団体が指定管理者として決定した時から直ちに管理内容の詳細を協議し、協定書を締結します。協定書は、基本的に、指定期間全体に共通する事項を定める「基本協定」と、年度ごとに事業内容や委託料等を定める「年度協定」の2段階の協定を締結することとなります。

1 3. 参考資料

- ・令和5年度・令和6年度 収支状況
- ・令和5年度・令和6年度 施設利用状況
- ・条例・規則
 - ・横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっふる」設置条例
 - ・横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっふる」管理規則
 - ・横手市入湯税条例